

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）  
（水道企画課）

### 一 趣旨

工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定するための改正

### 二 内容

工業用水道料金の額の改定（一立方メートル当たり）

#### （一）基本料金

（現行）二十二円五十三銭      （改正後）三十円四十八銭

#### （二）特別料金

（現行）二十九円二十九銭      （改正後）三十九円六十二銭

#### （三）超過料金

（現行）四十五円五銭      （改正後）六十円九十六銭

### 三 施行期日等

#### （一）施行期日

令和七年四月一日

#### （二）経過措置

この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。